

一 金融先物取引法施行令（平成元年政令第五十三号）

改正案

現行

<p>（店頭金融先物取引から除かれる取引）</p> <p>第一条 金融先物取引法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する政令で定めるものは、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等の受入れを内容とする取引（法第二条第四項第三号（同号イを除く。）に掲げる取引（通貨の売買取引に係るものに限る。）を含むものに限る。）とする。</p> <p>（差金の授受により決済する取引）</p> <p>第二条 法第二条第四項第一号に規定する行為は、金融先物取引所の開設する金融先物市場及び海外金融先物市場によらないで、将来の一定の時期において同号に規定する通貨等及びその対価の授受を約する売買に関し、当該売買の当事者が当該売買契約を解除する行為とする。</p> <p>（有価証券、預金契約に基づく債権その他の政令で定めるもの）</p> <p>第三条 法第二条第八項第二号に規定する政令で定めるものは、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条 金融先物取引法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する政令で定めるものは、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法</p> <p>（有価証券、預金契約に基づく債権その他の政令で定めるもの）</p> <p>第一条 金融先物取引法（以下「法」という。）第二条第一項第二号</p>
---	---

一項第七号に規定する支払手段（為替手形及び約束手形に限る。）  
、同項第十一号に規定する証券（出資の持分、抵当証券、利潤証券  
、利札及び利札引換券並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百  
六十号）第二条第二項に規定する財務省令で定める譲渡性預金の預  
金証書その他の証券又は証書に該当する証券及び証書に限る。）及  
び同法第六条第一項第十三号に規定する債権（定期預金、保険証券  
及び貸借（同項第十号に規定する貴金属及び同項第十五号に規定す  
る貨物の貸借を除く。）により生ずる金銭債権に限る。）とする。

（金融先物債務引受業に係る対象取引）

第四条 法第二条第十四項に規定する政令で定める取引は、金利、通  
貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者  
間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の  
数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに  
類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（金融先物取引を除  
く。）とする。

第五条 （略）

（削る）

律第二百二十八号）第六条第一項第七号に規定する支払手段（為替  
手形及び約束手形に限る。）  
、同項第十一号に規定する証券（出資  
の持分、抵当証券、利潤証券、利札及び利札引換券並びに外国為替  
令（昭和五十五年政令第二百六十号）第二条第二項に規定する財務  
省令で定める譲渡性預金の預金証書その他の証券又は証書に該当す  
る証券及び証書に限る。）及び同法第六条第一項第十三号に規定す  
る債権（定期預金、保険証券及び貸借（同項第十号に規定する貴金  
属及び同項第十五号に規定する貨物の貸借を除く。）により生ずる  
金銭債権に限る。）とする。

（法第二条第十四項に規定する政令で定める取引）

第一条の二 法第二条第十四項に規定する政令で定める取引は、金利  
、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当  
事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指  
標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこ  
れに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（金融先物取引  
等及び店頭金融先物取引を除く。）とする。

第一条の三 （略）

（法第十九条第五号に規定する政令で定める使用人）

第二条 法第十九条第五号に規定する政令で定める使用人は、会員等  
（法第五条第一項第四号に規定する会員等をいう。以下同じ。）に

(特別の関係)

第六条 法第三十四条の二十第五項第二号(法第三十四条の二十の第二項、第三十四条の三十三及び第三十四条の五十一において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 共同で株式会社金融先物取引所(法第三十四条の五十一において準用する場合にあつては、金融先物取引所持株会社。以下この号において同じ。)の対象議決権(法第三十四条の二十第一項本文に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。)を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社金融先物取引所の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において「共同保有者」という。)の関係

二〇四 (略)

二〇四 (略)

(金融先物市場の相場を利用して行う店頭金融先物取引の当事者)

第七条 法第四十四条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

なろうとする者の使用人で、取引所金融先物取引に関し当該会員等になろうとする者の営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。

(特別の関係)

第二条の二 法第三十四条の二十第五項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 共同で株式会社金融先物取引所の対象議決権(法第三十四条の二十第一項本文に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。)を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社金融先物取引所の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において「共同保有者」という。)の関係

二〇四 (略)

二〇四 (略)

(店頭金融先物取引の当事者)

第二条の三 法第四十四条の三第一項並びに同条第二項の規定において準用する法第六十九条第一項及び第二項並びに法第七十四条に規定する銀行、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第

- 一 金融先物取引業者（次号から第十号までに掲げる者を除く。）
- 二 （略）
- 三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社
- 四 （略）

（削る）

九項に規定する証券会社その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 （新設）  
（略）
- 二 証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社
- 三 （略）

（店頭金融先物取引契約の受託契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二条の四 前条に規定する者は、法第四十四条の三第二項において準用する法第六十九条第二項の規定により同項に規定する事項を提示しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た前条に規定する者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、法第四十四条の三第二項において準用する法第六十九条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第八条 (略)

(削る)

(削る)

(金融先物取引業者の最低資本の額等)

第九条 法第五十九条第一項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円（外国の法令に準拠して設立された法人（以下「外国法人」という。）にあつては、五千万円に相当する金額）とする。

2| 外国法人が、法第五十九条第一項第二号の資本の額若しくは出資の総額又は同項第三号の純財産額を本邦通貨に換算する場合には、登録申請時における外国為替及び外国貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場によるものとする。

第二条の五 (略)

(法第五十八条第一項第三号に規定する政令で定める使用人)

第三条 第二条の規定は、法第五十八条第一項第三号に規定する政令で定める使用人について準用する。この場合において、第二条中「会員等にならうとする者の使用人」とあるのは「法第五十六条の許可を受けようとする者の使用人」と、「取引所金融先物取引」とあるのは「金融先物取引業」と、「当該会員等にならうとする者」とあるのは「法第五十八条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(手数料)

第四条 法第六十五条の政令で定める手数料の額は、七千万円とする。

(新設)

(外国の法令を執行する当局)

第十条 法第五十九条第一項第十二号に規定する政令で定める外国の法令を執行する当局は、同項第七号に規定する法律(法を除く。)に相当する外国の法令を執行する当局をいう。

(新設)

(特別の関係)

第十一条 法第五十九条第四項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、同項の規定により同号に定める対象議決権(法第五十九条第二項に規定する対象議決権をいう。以下この項において同じ。)を保有しているとみなされる者の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

(新設)

一 当該対象議決権を保有している者又はその被支配会社が当該対象議決権を保有している者 次に掲げる者との関係

イ 当該対象議決権をその者と共同で保有し、又は当該対象議決権をその者と共同で行使することを合意している者(第三項において「共同保有者」という。)

ロ その配偶者

ハ その被支配会社

ニ その支配株主等

ホ その支配株主等の他の被支配会社

二 前号に掲げる者以外の者 同号イ又はロに掲げる者との関係

2 前項の「支配株主等」とは、会社の総株主又は総社員の議決権の

百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同項の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等と、それぞれみなす。

3| 第一項の保有しているとみなされる者と共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該みなされる者を当該会社の支配株主等（前項に規定する支配株主等をいう。次項において同じ。）と、当該会社を当該みなされる者の被支配会社（前項に規定する被支配会社をいう。次項において同じ。）とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

4| 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者をそれぞれ当該会社の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

（その他の兼業業務）

第十二条 法第六十五条第一項第十三号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律（昭和六十一年

（新設）

法律第七十四号) 第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号) 第二条第十六項に規定する投資信託委託業、同条第十七項に規定する投資法人資産運用業又は同条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三 法第六十五条第一項第二号及び同項第四号から第十号までに規定する業務を行う金融機関又は同項第十一号に規定する業務を行う保険会社若しくは外国保険会社等が当該各号に規定する法律以外の法令の規定により行うことができる業務

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十三条 法第六十八条第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 店頭金融先物取引につき、金融先物取引業者が表示する通貨等の売付けの価格と買付けの価格(法第二条第四項第二号又は第三号の取引にあつては、売付けの価格と買付けの価格に相当するものとして内閣府令で定める事項) とに差があるときは、その旨

二 顧客が金融先物取引の受託等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の料率

(金融先物取引等の受託契約に係る情報通信の技術を利用する方法)

(新設)

(金融先物取引等の受託契約に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十四条 金融先物取引業者は、法第七十条第二項（法第七十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第七十条第二項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金融先物取引業者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、法第七十条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（事業報告書の公告）

第十五条 法第七十九条第三項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない。

（業務及び財産の状況に関する事項及び経過期間）

第十六条 法第八十条に規定する政令で定めるものは、法第五十八条第一項各号に掲げる事項、業務の種類及びその概要、法第八十二条第一項に規定する自己資本規制比率その他の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものとする。

2 法第八十条に規定する政令で定める期間は、毎事業年度終了の日

第四条の二 金融先物取引業者は、法第六十九条第二項（法第七十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第六十九条第二項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金融先物取引業者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、法第六十九条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

以後三月間とする。ただし、当該期間の末日以前二週間内に当該事業年度の決算についての定時総会（法第五十六条第三号に規定する協同組織金融機関にあっては通常総会（総代会を設けているときは、通常総代会）、法第五十六条第四号に規定する相互会社にあっては定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）。以下この項において同じ。）が招集された場合には、当該定時総会の日から二週間を経過した日までの間とする。

（国内に保有すべき資産）

第十七条 法第九十二条に規定する金融先物取引業者の資産のうち政令で定める部分は、法第九十一条第一項に規定する委託証拠金その他の保証金の額及び同条第二項の規定により管理しなければならないとされている財産の価額並びに法第八十一条第一項の規定により積み立てられた金融先物取引責任準備金の額の合計額に相当する部分とする。

（削る）

（国内に保有すべき資産）

第五条 法第八十三条に規定する金融先物取引業者の資産のうち政令で定める部分は、法第八十一条第一項に規定する委託証拠金その他の保証金の額及び同条第二項の規定により管理しなければならないとされている財産の価額並びに法第八十二条第一項の規定により積み立てられた金融先物取引責任準備金の額の合計額に相当する部分とする。

（外国法人である金融先物取引業者に関する特例）

第六条 法第八十四条の規定による外国の法令に準拠して設立された法人（以下「外国法人」という。）である金融先物取引業者に対する法第七十六条に規定する事業報告書の提出期限に関する特例及び法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第六十四条第 一項第一号</p>	<p>第五十九条第 一項第二号</p>		<p>第五十九条第 一項第一号</p>	<p>第五十八条第 一項第三号</p>	<p>第五十八条第 一項第二号</p>	<p>読み替える法 の規定</p>
<p>法人を代表 する役員</p>	<p>許可申請者</p>	<p>その者の当 該業務</p>	<p>許可申請者</p>	<p>役員及び 氏名並びに</p>	<p>営業所又は 事務所の名 称及び所在 地</p>	<p>読み替えら れる字句</p>
<p>法人の役員</p>	<p>許可申請者及びその国内におけ る営業所又は事務所</p>	<p>当該許可申請者及びその国内に おける営業所又は事務所の業務</p>	<p>許可申請者及びその国内におけ る営業所又は事務所</p>	<p>役員及び国内における代表者の 氏名並びに</p>	<p>国内における営業所又は事務所 の名称及び所在地</p>	<p>読み替える字句</p>

<p>第七十九條第 二項</p>	<p>第七十六條</p>	<p>第六十六條第 一項</p>	<p>第六十四條第 一項第四号</p>
<p>役員</p>	<p>三月</p>	<p>事業報告書</p>	<p>法人を代表 する役員</p>
<p>国内における営業所若しくは事 務所に駐在する役員又は国内に おける代表者</p>	<p>六月（外国法人である金融先物 取引業者が、その本国の商業帳 簿の作成に関する法令又は慣行 により、事業報告書とその事業 年度経過後六月以内に提出でき ないと認められる場合には、内 閣府令で定めるところにより、 金融庁長官の承認を受けた期間</p>	<p>国内における営業所又は事務所 に係る事業報告書</p>	<p>法人の役員</p>

(削る)

(外国法人である金融先物取引業者に関する特例)

第十八条 法第九十四条の規定による外国法人である金融先物取引業者に対する法第七十九条第一項に規定する事業報告書の提出期限に関する特例及び法の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十七条第一項第二号	資本の額又は出資の総額(相互会社にあつては、基金の	資本の額又は出資の総額及び資本又は出資に対応する資産のうち国内に持ち込むものの額(これらのうち外国通貨をもつて金額を表示するものがある場合

(法第九十条の六第一項に規定する政令で定める取引)

第六条の二 法第九十条の六第一項に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの(金融先物取引等及び店頭金融先物取引を除く。)とする。

(新設)

	第五十七条第 一項第四号	第五十七条第 一項第五号	第五十七条第 二項第二号	第五十九条第 一項第八号	第六十五条第
総額。第五 十九条第一 項第二号に おいて同じ 。	営業所又は 事務所の名 称及び所在 地	他に事業を 行っている とき	損失の危険 の管理方法	他に行つて いる事業	金融先物取
には、外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十 八号)第七条第一項に規定する 基準外国為替相場又は裁定外国 為替相場により本邦通貨に換算 し、合計して算出した額)	国内における営業所又は事務所 の名称及び所在地	国内における営業所又は事務所 において他に事業を行つている とき	国内における営業所又は事務所 における損失の危険の管理方法	国内における営業所又は事務所 において他に行つている事業	金融先物取引業者は、国内にお

<p>第七十九条第 二項</p>		<p>第七十九条第 一項</p>	<p>第六十六条第 一項</p>	<p>二項及び第五 項</p>
<p>業務又は財 産の状況に 関する報告</p>	<p>三月</p>	<p>事業報告書</p>	<p>営業所又は 事務所</p>	<p>引業者は、</p>
<p>国内における営業所又は事務所 の業務又は財産の状況に関する 報告書</p>	<p>六月（外国法人である金融先物 取引業者が、その本国の商業帳 簿の作成に関する法令又は慣行 により、事業報告書とその事業 年度経過後六月以内に提出でき ないと認められる場合には、内 閣府令で定めるところにより、 金融庁長官の承認を受けた期間</p>	<p>国内における営業所又は事務所 において行う事業に関する事業 報告書</p>	<p>国内における営業所又は事務所</p>	<p>ける営業所又は事務所において</p>

<p>第八十三条第 四号</p>	<p>第八十二条第 三項</p>	<p>第八十条</p>
<p>破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、又は整理開始の申立てを行ったとき。</p>	<p>すべての営業所又は事務所</p>	<p>業務及び財産の状況に関する事項 すべての営業所又は事務所</p>
<p>国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき、又は本店若しくは主たる事務所のある国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。</p>	<p>国内におけるすべての営業所又は事務所</p>	<p>国内における営業所又は事務所の業務及び財産の状況に関する事項 国内におけるすべての営業所又は事務所</p>

<p>第八十四条第一項第二号</p>	<p>第八十四条第一項第三号</p>	<p>第八十四条第一項第四号</p>
<p>法人を代表する役員</p>	<p>破産手続開始の決定により解散したとき。</p>	<p>その破産管財人</p>
<p>法人の役員</p>	<p>国内において破産手続開始の決定を受けたとき、又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始したとき。</p>	<p>その破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者</p>
<p>合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。</p>	<p>合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）。</p>	<p>その清算人 その清算人又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において清算人に相当する者</p>

第八十四条第 三項	すべての営 業所又は事 務所	国内におけるすべての営業所又 は事務所
第九十五条第 三項第一号	代表者	国内における代表者

2

外国法人である金融先物取引業者に対する第十六条第二項の規定の適用については、同項中「三月間とする。ただし、当該期間の末日以前二週間内に当該事業年度の決算についての定時総会（法第五十六条第三号に規定する協同組織金融機関にあつては通常総会（総代会を設けているときは、通常総代会）、法第五十六条第四号に規定する相互会社にあつては定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）。以下この項において同じ。）が招集された場合には、当該定時総会の日から二週間を経過した日までの間」とあるのは、「六月間とする。ただし、外国法人である金融先物取引業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、法第八十条に規定する説明書類をその事業年度終了の日以後六月以内に国内における営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間」とする。

(登録手数料)

第十九条 法第百二条第一項の規定による登録手数料は、外務員（法第九十五条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。）一人につき三千円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める額とする。

2 前項の手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請書に、手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第九十五条第一項の登録の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができ。

(協議)

第二十条 法務大臣、外務大臣、国家公安委員会及び金融庁長官は、法第百四十四条第四項の措置をとる場合においては、当該措置について協議を行うものとする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第二十一条 法第百四十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第三条の規定による免許
- 二 法第三十四条の三十四第一項及び第三項ただし書の規定による

(新設)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)  
第七条 法第九十二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第三条の規定による免許
- 二 法第三十四条の三十四第一項及び第三項ただし書の規定による

(新設)

認可

三 法第三十四条の四十七及び第三十四条の四十九第一項の規定による法第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

四 法第五十一条及び第五十三条第一項(第三号を除く。)の規定による法第三条の免許の取消し

五 法第五十五条の二第一項の規定による認可

六 法第五十五条の七及び第五十五条の十一第一項の規定による法第五十五条の二第一項の認可の取消し

七 法第一百五十五条の規定による免許及び法第一百五十五条第一項の規定による承認

八 法第一百三十三条第一項及び第二項の規定による法第一百五十五条の免許の取消し並びに法第一百三十三条第二項及び法第一百三十六条の規定による法第一百三十五条第一項の承認の取消し

九 法第四百十一条第一項第一号、第六号、第十号、第十二号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十一号及び第二十二号の規定による通知

(削る)

認可

三 法第三十四条の四十七及び第三十四条の四十九第一項の規定による法第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

四 法第五十三条第一項(第三号を除く。)の規定による法第三条の免許の取消し

五 法第五十五条の二第一項の規定による認可

六 法第五十五条の七及び第五十五条の十一第一項の規定による法第五十五条の二第一項の認可の取消し

七 法第九十条の二の規定による免許及び法第九十条の二十一第一項の規定による承認

八 法第九十条の十九第一項及び第二項の規定による法第九十条の二の免許の取消し並びに法第九十条の十九第二項及び法第九十条の二十二の規定による法第九十条の二十一第一項の承認の取消し

九 法第九十一条の三の三第一項第一号、第六号、第十号、第十二号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十一号及び第二十二号の規定による通知

(金融先物取引所等に関する権限の財務局長等への委任)

第八条 法第九十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(同条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。第四項において「長官権限」という。)であつて次に掲

- げるものは、金融先物取引所及びその会員等、金融先物取引所持株会社、金融先物取引所又は金融先物取引所持株会社の子会社、外国金融先物取引所参加者並びに金融先物取引業者に係るものにあつてはその主たる営業所又は事務所の所在地を、外国金融先物取引所に係るものにあつてはその国内における代表者の住所を、金融先物取引業協会に係るものにあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
- 一 法第三十四条の四十八第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問
- 二 法第五十二条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問
- 三 法第五十五条の十第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問
- 四 法第五十六条の規定による許可及び法第六十一条第一項の規定による許可の有効期間の更新
- 五 法第五十七条第一項（法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による前号に掲げる許可又は許可の有効期間の更新の条件の付加及びこれの変更
- 六 法第五十八条第一項（法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十六条の規定による書類の受理並びに法第

六十三条及び第六十四条第一項の規定による届出の受理

七 法第六十二条の規定による認可

八 法第七十七条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問

九 法第七十七条第二項の規定による報告及び資料の徴収

十 法第七十八条、第七十九条及び第八十三条の規定による命令

十一 法第七十九条第一項の規定による許可の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

十二 法第八十二条第二項の規定による承認

十三 法第九十条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問

十四 法第九十一条の規定による公告（法第五十三条及び第五十四条の規定による処分に係るものを除く。）

2 前項第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十三号に掲げる権限で金融先物取引所及びその会員等、金融先物取引所持株会社、金融先物取引所又は金融先物取引所持株会社の子会社、外国金融先物取引所参加者、金融先物取引業者並びに金融先物取引業協会の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所又は外国金融先物取引所の国内における事務所その他の施設（国内における代表者の住所を除く。以下「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局

長) も行うことができる。

3 前項の規定により、同項に規定する者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(以下この項において「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長は、その者の当該従たる営業所等以外の営業所若しくは事務所その他の施設に対して検査等の必要を認めるときは、当該従たる営業所等以外の営業所若しくは事務所その他の施設に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

6 金融先物取引所の会員等、外国金融先物取引所参加者又は金融先物取引業者のうち、外国法人については、国内における主たる営業所又は事務所(国内に営業所又は事務所を有しない場合は、国内における代表者の住所)を主たる営業所又は事務所とみなして前各項の規定を適用する。

(金融先物取引所等の株主に関する権限の財務局長等への委任)

第八条の二 法第九十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限のうち次に掲げるものは、居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。)である対象議決権保有者(法第三十四条の

(削る)

二十の二第一項に規定する対象議決権保有者又は法第三十四条の三十八に規定する対象議決権保有者をいう。以下この条において同じ。

（又は主要株主（法第三十四条の三十第一項に規定する主要株主又は法第三十四条の四十二第一項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。））

この条において同じ。）

（又は当該主要株主の本店若しくは主たる事務所の所在地（当該対象議決権保有者又は当該主要株主が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）である対象議決権保有者又は主要株主に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）

一 法第三十四条の二十の二第一項及び第三十四条の三十八の規定による届出の受理

二 法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項及び第三十四条の四十二第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問

2 | 前項第二号に掲げる権限で居住者である対象議決権保有者又は主要株主の本店若しくは主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域

(金融先物取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第二十二條 法第百四十五條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち法第五十二條第一項の規定による権限(法第百四十五條第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)は、金融先物取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で従たる事務所等(金融先物取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは支店その他の本店以外の営業所、当該金融先物取引所の会員等(法第五條第一項第四号に規定する会員等をいう。以下同じ。))又は当該金融先物取引所の子会社(法第九條の二第二項に規定する子会社をいう。)をいう。以下この条において同じ。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により従たる事務所等に対して報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問(以下この項において「検査等」という。)

内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

(新設)

を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融先物取引所の主たる事務所若しくは本店又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所若しくは本店又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

(金融先物取引所等の株主に関する権限の財務局長等への委任)

第二十三条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。第二十七条第一項及び第四項において同じ。)に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地(当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者(同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十七条第一項において同じ。)に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十四条の二十の二第一項及び第三十四条の三十八の規定による対象議決権保有届出書の受理

二 法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十一第一項、第三十四条の三十九第一項及び第三十四条の四十二第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問

2 前項第二号に掲げる権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の

(新設)

事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長も行うことができる。）

（金融先物取引所持株会社に關する権限の財務局長等への委任）

第二十四条 長官権限のうち法第三十四条の四十八第一項の規定による権限は、金融先物取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で従たる営業所等（金融先物取引所持株会社の本店以外の営業所又は当該金融先物取引所持株会社の子会社（法第三十四条の二十四第四項に規定する子会社をいう。）をいう。以下この条において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により従たる営業所等に対して報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融先物取引所持株会社の本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して

（新設）

検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

(外国金融先物取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第二十五条 長官権限のうち法第五十五条の十第一項の規定による権限(法第四百四十五条第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、外国金融先物取引所の国内における代表者の住所を管轄する財務局長(当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で事務所等(外国金融先物取引所の国内における事務所(国内における代表者の住所を除く。))又は外国金融先物取引所参加者(法第五十五条の四第一項第六号に規定する外国金融先物取引所参加者をいう。以下この条及び第二十九条第三項において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により事務所等に対して報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問(以下この項において「検査等」という。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国金融先物取引所の国内における代表者、当該事務所等以外の国内における事務所又は外国

(新設)

金融先物取引所参加者（以下この項において「国内における代表者等」という。）に対して検査等の必要を認めるときは、当該国内における代表者等に対し、検査等を行うことができる。

（金融先物取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第二十六条 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者及び金融先物取引業者の主たる営業所又は事務所（外国法人については、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条から第二十八条までにおいて「主たる営業所」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

- 一 法第五十七条第一項の規定による登録申請書の受理
- 二 法第五十八条第一項及び第六十条第二項の規定による登録
- 三 法第五十八条第二項及び第五十九条第六項の規定による通知
- 四 法第五十八条第三項の規定による金融先物取引業者登録簿の縦覧

- 五 法第五十九条第一項の規定による登録の拒否
- 六 法第八十九条の規定による登録の抹消

2 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する金融先物取引業者に係るものを除く。）は、金融先物取引業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号及び第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うこと

（新設）

を妨げない。

一 法第六十条第一項及び第三項、第六十五条第四項、第八十二条第一項、第八十三条並びに第八十四条第一項及び第四項の規定による届出の受理

二 法第六十五条第二項、第八十一条第二項ただし書並びに第九十条第三項及び第四項の規定による承認

三 法第七十九条第一項及び第二項の規定による事業報告書及び同項の規定による報告書の受理

四 法第七十九条第三項、第九十二条及び第九十三条第二項の規定による命令

五 法第八十五条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問（法第四百四十五条第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

六 法第八十五条第三項の規定による報告及び資料の徴収（法第四百四十五条第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

七 法第八十六条から第八十八条までの規定による処分

八 法第三百三十七条の規定による公告（法第八十七条の規定による処分に係るものに限る。）

3

前項第五号及び第六号に掲げる権限で従たる営業所等（金融先物取引業者の主たる営業所以外の営業所若しくは事務所（外国法人については、国内における主たる営業所以外の営業所又は事務所）又は当該金融先物取引業者と取引をする者をいう。以下この条において同じ。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は

福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 第二項の金融庁長官の指定する金融先物取引業者に係る同項第五号及び第六号に掲げる権限で、当該金融先物取引業者の従たる営業所等に関するものについては、当該従たる営業所等の所在地（当該金融先物取引業者と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融先物取引業者の主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

6 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

7 長官権限のうち次に掲げるもの（法第百一条第一項又は第二項の規定による登録事務を金融先物取引業協会に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する金融先物取引

業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第九十五条第三項の規定による登録申請書の受理

二 法第九十五条第五項の規定による登録

三 法第九十五条第六項において準用する法第五十八条第二項の規定による通知

四 法第九十六条第一項の規定による登録の拒否

五 法第九十六条第二項において準用する法第五十九条第六項の規定による通知

六 法第九十八条の規定による届出の受理

七 法第九十九条の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第一百条の規定による登録の抹消

（金融先物取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

第二十七条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（新設）

- 一 法第六十一条第一項（法第六十四条において準用する場合を含む。）の規定による対象議決権保有届出書の受理
- 二 法第六十三条（法第六十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
- 三 法第八十五条第二項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問
- 2 長官権限のうち法第六十二条（法第六十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（前条第二項の金融庁長官の指定する金融先物取引業者に係るものを除く。）は、金融先物取引業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合は、福岡財務支局長）に委任する。
- 3 第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融先物取引業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合は、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 4 第一項第三号に掲げる権限で居住者である金融先物取引業者又は法第八十五条第二項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合は、福岡財務支局長）も行うことができる。

(金融先物取引業協会に関する権限の財務局長等への委任)

第二十八条 長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定

める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第一条第五項の規定による届出の受理 当該届出に係る外務員の所属する金融先物取引業者の主たる営業所の所在地

二 法第一条第六項の規定による命令 法九十九条各号に該当する外務員の所属する金融先物取引業者の主たる営業所の所在地

2 | 長官権限のうち法百十三条第一項の規定による権限（法百四十五條第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、

金融先物取引業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

3 | 前項に規定する権限で金融先物取引業協会の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 | 前項の規定により従たる事務所に対して報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問（以下この項において「検査等」という。）を

(新設)

行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融先物取引業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。

(金融庁長官の権限の委員会への委任の内容)

第二十九条 法第百四十五条第二項第一号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第十一条第一項第六号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第四十四条、第四十七条、第四十八条第一項、第六十八条から第七十七条まで、第三百三十八条又は第三百三十九条の規定に違反する行為

二 法第四十五条の規定による取引所金融先物取引又はその受託の制限に違反する行為

三 (略)

2 法第百四十五条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第四十四条(法第四十四条の三第二項において準用する場合を含む)、第四十五条、第四十七条、第四十八条第一項、第三百三十八条

(金融庁長官の権限の委員会への委任の内容)

第九条 法第九十二条第二項第一号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第十一条第一項第六号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第四十四条、第四十七条第一項、第六十八条から第七十四条まで、第九十一条の二又は第九十一条の三の規定に違反する行為

二 法第四十五条の規定による取引所金融先物取引若しくはその受託の制限又は法第五十七条第一項(法第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件(金融先物取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。)に違反する行為

三 (略)

2 法第九十二条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第四十四条の三第二項において準用する法第六十九条及び第七十四条、第四十四条(法第四十四条の三第二項において準用する場合を含む)

及び第百三十九条の規定とする。

3 法第百四十五条第二項第二号に規定する政令で定める業務は、外国金融先物取引所参加者の次に掲げる行為に関する法第五十五条の五第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第四十四条、第四十七条、第四十八条第一項、第六十八条から第七十七条まで、第百三十八条又は第百三十九条の規定に違反する行為

(削る)

4 二 当該外国金融先物取引所の業務規則（法第五十五条の四第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国市場取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

4 法第百四十五条第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第四十四条、第四十七条、第六十八条から第七十七条まで、第百三十八條及び第百三十九条の規定とする。

む。）、第四十五条、第四十七条第一項、第九十一条の二（法第四十四条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第九十一条の三の規定とする。

3 法第九十二条第二項第二号に規定する政令で定める業務は、外国金融先物取引所参加者の次に掲げる行為に関する法第五十五条の五第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第四十四条、第四十七条第一項、第六十八条から第七十四条まで、第九十一条の二又は第九十一条の三の規定に違反する行為

二 法第五十七条第一項（法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（外国市場取引（法第五十五条の四第一項第六号に規定する外国市場取引をいう。以下この条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 当該外国金融先物取引所の業務規則（法第五十五条の四第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国市場取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

4 法第九十二条第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第四十四条、第五十七条第一項（法第六十一条第二項において準用する場合を含むものとし、金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第六十八条から第七十四条まで、第九十一条の二及び第九十

5 法第百四十五条第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協

会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法  
第百六条第三号に掲げる調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行  
為に関する法第百十条の規定により定款において定められた同条に  
規定する措置に係る業務とする。

一 法第四十四条、第四十七条、第四十八条第一項、第六十八条か  
ら第七十七条まで、第三百三十八条又は第三百三十九条の規定に違反  
する行為

二 法第四十五条の規定による取引所金融先物取引又はその受託の  
制限に違反する行為

三 当該金融先物取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その  
他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所金融先物  
取引等又は金融先物取引の受託等の公正の確保に係るものに限る  
。）に違反し、又は背反する行為

6 法第百四十五条第二項第五号に規定する政令で定めるものは、法  
第百四十四条第一項の規定による報告又は資料の提出を命ずる権限  
（法第百四十五条第二項（第五号を除く。）の規定に基づき委員会  
に委任された権限に係るものに限る。）とする。

一条の三の規定とする。

5 法第九十二条第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会  
員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第  
八十七条第三号に掲げる調査に係る業務及び協会員の次に掲げる行  
為に関する法第八十八条の三の規定により定款において定められた  
同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第四十四条、第四十七条第一項、第六十八条から第七十四条  
まで、第九十一条の二又は第九十一条の三の規定に違反する行為

二 法第四十五条の規定による取引所金融先物取引若しくはその受  
託の制限又は法第五十七条第一項（法第六十一条第二項において  
準用する場合を含む。）の規定により付された条件（金融先物取  
引又は金融先物取引等の受託等の公正を確保するための業務の制  
限に係るものに限る。）に違反する行為

三 当該金融先物取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その  
他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、金融先物取引又  
は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係るものに限る。）に  
違反し、又は背反する行為

（新設）

(委員会の権限の財務局長等への委任)

第三十条 法第四十五條第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、金融先物取引所、外国金融先物取引所、金融先物取引業者又は金融先物取引業協会(以下この条において「金融先物取引所等」という。)の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者(第三項において「主たる事務所等」という。)の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する委員会の権限で金融先物取引所従属事務所等、外国金融先物取引所従属事務所、金融先物取引業者従属事務所等又は協会従属事務所(以下この条において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により、金融先物取引所等の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(以下この項において「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融先物取引所等の主たる事務所等又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所等又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に

(委員会の権限の財務局長等への委任)

第十条 法第九十二條第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、金融先物取引所及びその会員等並びに金融先物取引業者に係るものにあつてはその主たる営業所又は事務所の所在地を、金融先物取引業協会に係るものにあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する委員会の権限で金融先物取引所及びその会員等、金融先物取引業者並びに金融先物取引業協会の従たる営業所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により、同項に規定する者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(以下この項において「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長は、その者の主たる営業所若しくは事務所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所若しくは事務所又は当該従たる営業所等以外の従たる

対し、検査等を行うことができる。

4・5 (略)

6 第二項に規定する「金融先物取引所従属事務所等」とは、金融先物取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは本店以外の支店その他の営業所又は当該金融先物取引所の会員等をいう。

7 第二項に規定する「外国金融先物取引所従属事務所」とは、外国金融先物取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）をいう。

8 第二項に規定する「金融先物取引業者従属事務所等」とは、金融先物取引業者の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所又は当該金融先物取引業者と取引をする者をいう。

9 第二項に規定する「協会従属事務所」とは、金融先物取引業協会の主たる事務所以外の事務所をいう。

10 金融先物取引所の会員等又は金融先物取引業者のうち、外国法人については、国内における主たる営業所又は事務所（国内に営業所又は事務所を有しない場合は、国内における代表者の住所）を主たる営業所又は事務所とみなして前各項の規定を適用する。

(犯則事件の範囲)

第三十一条 法第百七十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一 法第百四十八条第三号又は第四号の罪

営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4・5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

6 金融先物取引所の会員等又は金融先物取引業者のうち、外国法人については、国内における主たる営業所又は事務所（国内に営業所又は事務所を有しない場合は、国内における代表者の住所）を主たる営業所又は事務所とみなして前各項の規定を適用する。

(犯則事件の範囲)

第十一条 法第百六条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一 法第九十四条第三号又は第四号の罪

二 法第百五十一条第二号の罪（取引所金融先物取引等又は金融先物取引の受託等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

三 法第百五十三条第五号又は第九号の罪

四 法第百五十五条第三号、第六号又は第七号の罪

二 法第九十四条の三第四号の罪（金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

三 法第九十五条第五号又は第七号の罪

四 法第九十七条第三号から第五号までの罪

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める取引所金融先物取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第二項第三号</u>に規定する金融オプションの取引で同号口に掲げる取引（同項第二号に掲げる取引を除く。）に係るものとする。</p> <p>5 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金融先物取引法<u>第二条第四項第三号</u>に掲げる取引は、同号に掲げる取引で同条第二項第三号口に掲げる取引（同項第二号に掲げる取引を除く。）に係るものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(取引の非常停止)</p> <p>第三条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 金融指標 金融先物取引法<u>第二条第九項</u>に規定する金融指標又はこれに類似の指標をいう。</p> <p>二 取引所金融先物取引 金融先物取引法<u>第二条第二項</u>に規定する</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める取引所金融先物取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第四項第三号</u>に規定する金融オプションの取引で同号口に掲げる取引（同項第二号に掲げる取引を除く。）に係るものとする。</p> <p>5 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金融先物取引法<u>第二条第五項第二号</u>に掲げる取引は、同号に掲げる取引で同条第四項第三号口に掲げる取引（同項第二号に掲げる取引を除く。）に係るものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(取引の非常停止)</p> <p>第三条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 金融指標 金融先物取引法<u>第二条第三項</u>に規定する金融指標又はこれに類似の指標をいう。</p> <p>二 金融先物取引 金融先物取引法<u>第二条第四項</u>に規定する金融先</p>

取引所金融先物取引をいう。

三 店頭金融先物取引 金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。

四 金融先物取引所 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所をいう。

五 金融先物市場 金融先物取引法第二条第三項に規定する金融先物市場をいう。

六 海外金融先物市場 金融先物取引法第二条第三項に規定する海外金融先物市場をいう。

七 取引所金融先物取引等 金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等をいう。

八 金融先物取引業者 金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業者をいう。

九 通貨に係る取引所金融先物取引 次に掲げる取引に該当する取引所金融先物取引をいう。

イ 金融先物取引法第二条第二項第一号に掲げる取引のうち、通貨の売買取引に該当するもの

ロ 金融先物取引法第二条第二項第三号（ロを除く。）に掲げる取引のうち、通貨に係るもの

ハ 金融先物取引法第二条第二項第二号に掲げる取引又は同項第三号（ロに係る部分に限る。）に掲げる取引のうち、通貨の金融指標に係るもの

物取引をいう。

三 店頭金融先物取引 金融先物取引法第二条第五項に規定する店頭金融先物取引をいう。

四 金融先物取引所 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。

五 金融先物市場 金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物市場をいう。

六 海外金融先物市場 金融先物取引法第二条第十一項に規定する海外金融先物市場をいう。

七 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等をいう。

八 金融先物取引業者 金融先物取引法第二条第十三項に規定する金融先物取引業者をいう。

九 通貨に係る金融先物取引 次に掲げる取引に該当する金融先物取引をいう。

イ 金融先物取引法第二条第四項第一号に掲げる取引のうち、通貨の売買取引に該当するもの

ロ 金融先物取引法第二条第四項第三号（ロを除く。）に掲げる取引のうち、通貨に係るもの

ハ 金融先物取引法第二条第四項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号ロに掲げる取引に係るものうち、同号に規定する金融オプションの取引で同号ロに掲げる取引（同項第二号に掲げる取引を除く。）に係るものに限る。）のうち

十 通貨に係る店頭金融先物取引 次に掲げる取引に該当する店頭金融先物取引をいう。

イ 金融先物取引法第二条第四項第一号に掲げる取引のうち、通貨の売買取引に該当するもの

ロ 金融先物取引法第二条第四項第三号に掲げる取引のうち、通貨に係るもの（ハに掲げる取引に該当するものを除く。）

ハ 金融先物取引法第二条第四項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引のうち、通貨の金融指標に係るもの

十一・十二 (略)

十三 対外支払手段等の売買取引等 対外支払手段等の売買取引（店頭金融先物取引又は取引所金融先物取引等に該当するものを除く。）又は金融先物市場及び海外金融先物市場以外で行う通貨に係る取引所金融先物取引と類似の取引（対外支払手段等の売買取引に該当するものを除く。）をいう。

十四 (略)

2 財務大臣は、法第九条第一項の規定に基づき、通貨の安定を図るため緊急の必要があると認める場合において、次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める資本取引（法第二十条に規定する資本取引をいう。以下同じ。）に係る取引の停止を命ずるときは、第一号に定める取引にあつては告示により、第二号又は第三号に定める取引にあつては第二号又は第三号に掲げる者に対する通知により、その

、通貨の金融指標に係るもの

十 通貨に係る店頭金融先物取引 次に掲げる取引に該当する店頭金融先物取引をいう。

イ 店頭金融先物取引であつて金融先物取引法第二条第五項に規定する差金の授受を目的とする行為のうち、通貨に係るもの

ロ 店頭金融先物取引であつて金融先物取引法第二条第五項第一号に掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引（同号に掲げる取引で同条第四項第三号ロに掲げる取引（同項第二号に掲げる取引を除く。）に係るものに限る。）と類似の取引のうち、通貨の金融指標に係るもの

十一・十二 (略)

十三 対外支払手段等の売買取引等 対外支払手段等の売買取引（店頭金融先物取引又は金融先物取引等に該当するものを除く。）又は金融先物市場及び海外金融先物市場以外で行う通貨に係る金融先物取引と類似の取引（対外支払手段等の売買取引に該当するものを除く。）をいう。

十四 (略)

2 財務大臣は、法第九条第一項の規定に基づき、通貨の安定を図るため緊急の必要があると認める場合において、次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める資本取引（法第二十条に規定する資本取引をいう。以下同じ。）に係る取引の停止を命ずるときは、第一号に定める取引にあつては告示により、第二号又は第三号に定める取引にあつては第二号又は第三号に掲げる者に対する通知により、その

停止を命ずる取引の範囲を指定してするものとする。ただし、第一号に掲げる者が行う同号に定める取引にあつては、その停止を命ずる取引の範囲の指定を告示により行うこととした場合には法の目的を達成することが困難になると財務大臣が認めるときは、当該取引の範囲の指定は、財務省及び日本銀行における掲示その他の財務省令で定める適切な方法により、することができるものとする。

一 (略)

二 金融先物取引所の会員等 次に掲げる資本取引

イ 対外支払手段等の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する取引所金融先物取引

ロ 金融指標等先物契約（通貨の金融指標に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づく債権の発生等に係る取引のうち、金融先物取引所の開設する金融先物市場において行うもの

ハ (略)

三 (略)

3～5 (略)

（銀行等の確認義務の対象となる取引等）

第七条 法第十七条第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為（財務大臣又は経済産業大臣が告示により指定したものを除く。）とする。

停止を命ずる取引の範囲を指定してするものとする。ただし、第一号に掲げる者が行う同号に定める取引にあつては、その停止を命ずる取引の範囲の指定を告示により行うこととした場合には法の目的を達成することが困難になると財務大臣が認めるときは、当該取引の範囲の指定は、財務省及び日本銀行における掲示その他の財務省令で定める適切な方法により、することができるものとする。

一 (略)

二 同上

イ 対外支払手段等の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する金融先物取引

ロ 金融指標等先物契約（通貨の金融指標に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づく債権の発生等に係る取引のうち金融先物市場において行うもの

ハ (略)

三 (略)

3～5 (略)

（銀行等の確認義務の対象となる取引等）

第七条 法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為（財務大臣又は経済産業大臣が告示により指定したものを除く。）とする。

一  
、  
四  
  
(  
略  
)

一  
、  
四  
  
(  
略  
)

○ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）

改正案	現行
<p>（預貯金契約の締結等の取引）</p> <p>第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第二十七号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引の受託等を行うことを内容とする契約の締結</p> <p>二十一～二十九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（預貯金契約の締結等の取引）</p> <p>第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第二十七号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けること</p> <p>二十一～二十九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）

改正案	現行
<p>（政令で定める罪）</p> <p>第五条の五 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 三十三 （略）</p> <p>三十四 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第四百零八条第四号</u>に規定する罪</p> <p>三十五 四十六 （略）</p>	<p>（政令で定める罪）</p> <p>第五条の五 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 三十三 （略）</p> <p>三十四 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第九十四条第四号</u>に規定する罪</p> <p>三十五 四十六 （略）</p>

○ 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）

改正案	現行
<p>（先物外国為替の取引から除かれる取引）</p> <p>第三十九条の十一 法第三百三十六条の三第一項第五号ニに規定する政令で定める取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第二項</u>に規定する取引所金融先物取引（<u>同項第一号</u>）に掲げる取引に係るものに限る。）及び<u>同条第三項</u>に規定する海外金融先物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。</p>	<p>（先物外国為替の取引から除かれる取引）</p> <p>第三十九条の十一 法第三百三十六条の三第一項第五号ニに規定する政令で定める取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一項</u>に規定する取引所金融先物取引（<u>同条第四項第一号</u>）に掲げる取引に係るものに限る。）及び<u>同条第十一項</u>に規定する海外金融先物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。</p>

○ 疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）

改正案	現行
<p>（金融機関等の範囲）            第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者（次条において「信託受益権販売業者」という。）、無尽会社、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者（次条において「抵当証券業者」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者（次条において「商品投資販売業者」という。）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業の規制等に関する</p>	<p>（金融機関等の範囲）            第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者（次条において「信託受益権販売業者」という。）、無尽会社、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者（次条において「抵当証券業者」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者（次条において「商品投資販売業者」という。）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業の規制等に関する</p>

する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第二十二條の三に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十三項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第二十二條の三に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案	現行
<p>（特定資産の範囲）</p> <p>第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 金融先物取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第一項</u>に規定する金融先物取引をいう。以下同じ。）に係る権利</p> <p>十四 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（金融先物取引を除く。以下「金融デリバティブ取引」という。）に係る権利（第二号から第七号までに掲げるものに該当するものを除く。）</p> <p>十五～十七 （略）</p> <p>（受益者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる取引）</p> <p>第十六条 法第十五条第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（特定資産の範囲）</p> <p>第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 金融先物取引等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一項</u>に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）に係る権利</p> <p>十四 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等を除く。以下「金融デリバティブ取引」という。）に係る権利（第二号から第七号までに掲げるものに該当するものを除く。）</p> <p>十五～十七 （略）</p> <p>（法第十五条第一項第一号に規定する政令で定める取引）</p> <p>第十六条 法第十五条第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p>

一〇四 (略)

五 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業（金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。）を営む場合において、投資信託財産に係る金融先物取引の取次ぎを行うこと

六〇八 (略)

(特定の有価証券等)

第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

七 金融オプション（金融先物取引法第二条第二項第三号に規定する金融オプションをいう。次号において同じ。）及び同条第四項第三号に規定する権利

八 金融オプションと類似の権利であつて海外金融先物市場（金融先物取引法第二条第三項に規定する海外金融先物市場をいう。）

において行われる取引所金融先物取引（同条第二項に規定する取引所金融先物取引をいう。）と類似の取引に係るもの

九〇十一 (略)

2 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める指数又は数値は、次に掲げるものとする。

一〇二 (略)

三 金融指標（金融先物取引法第二条第九項に規定する金融指標を

一〇四 (略)

五 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業（金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。）を営む場合において、投資信託財産に係る金融先物取引等の取次ぎを行うこと

六〇八 (略)

(法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産等)

第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一〇六 (略)

七 金融オプション（金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融オプションをいう。次号において同じ。）

八 金融オプションと類似の権利であつて海外金融先物市場（金融先物取引法第二条第十一項に規定する海外金融先物市場をいう。）

において行われる金融先物取引と類似の取引に係るもの

九〇十一 (略)

2 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める指数又は数値は、次に掲げるものとする。

一〇二 (略)

三 金融指標（金融先物取引法第二条第三項に規定する金融指標を

いう。

四 (略)

(利害関係人等である者)

第二十一条 法第十五条第二項第三号ニ、第三十四条の三第二項第三号ニ及び第四十九条の九第二項第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 一六 (略)

七 金融先物取引業者（金融先物取引法第十二条第十二項に規定する金融先物取引業者をいう。）

八 (略)

(利益相反のおそれがある場合の書面交付を要する者等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 法第二十八条第一項第一号（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 一七 (略)

八 店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。）及び金融デリバティブ取引

九・十 (略)

いう。

四 (略)

(法第十五条第二項第三号ニ等に規定する政令で定める者)

第二十一条 法第十五条第二項第三号ニ、第三十四条の三第二項第三号ニ及び第四十九条の九第二項第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 一六 (略)

七 金融先物取引業者（金融先物取引法第十三条第十三項に規定する金融先物取引業者をいう。）

八 (略)

(法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 法第二十八条第一項第一号（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 一七 (略)

八 金融デリバティブ取引

九・十 (略)

4 (略)

(投資法人に対する書面の交付をしなければならない取引等)

第三十五条 法第三十四条の六第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〜七 (略)

八 金融先物取引

九 (略)

2・3 (略)

(受益者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる取引)

第四十四条 法第四十九条の九第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 信託会社等が、金融先物取引業を営む場合において、投資信託財産に係る金融先物取引の取次ぎを行うこと。

五〜八 (略)

(登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為)

第九十六条 法第九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

4 (略)

(法第三十四条の六第一項第一号に規定する政令で定める取引等)

第三十五条 法第三十四条の六第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〜七 (略)

八 金融先物取引等

九 (略)

2・3 (略)

(法第四十九条の九第一項第一号に規定する政令で定める取引)

第四十四条 法第四十九条の九第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 信託会社等が、金融先物取引業を営む場合において、投資信託財産に係る金融先物取引等の取次ぎを行うこと。

五〜八 (略)

(法第九十五条に規定する政令で定める行為)

第九十六条 法第九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業を営む  
投資信託委託業者に、金融先物取引の委託を行うこと。  
六〇九 (略)

五 法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業を営む  
投資信託委託業者に、金融先物取引等の委託を行うこと。  
六〇九 (略)

○ 年金資金運用基金法施行令（平成十三年政令第十九号）

改正案	現行
<p>（先物外国為替の取引から除かれる取引）</p> <p>第六条 法第二十八条第一項第七号の政令で定める取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第二項</u>に規定する取引所金融先物取引（<u>同項第一号</u>に掲げる取引に係るものに限る。）及び<u>同条第三項</u>に規定する海外金融先物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。</p>	<p>（先物外国為替の取引から除かれる取引）</p> <p>第六条 法第二十八条第一項第七号の政令で定める取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一項</u>に規定する取引所金融先物取引（<u>同条第四項第一号</u>に掲げる取引に係るものに限る。）及び<u>同条第十一項</u>に規定する海外金融先物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。</p>

改正案	現行
<p>（金融庁長官の権限の委任）</p> <p>第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十二項</u>に規定する金融先物取引業者 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p>十六～二十一 （略）</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>（金融庁長官の権限の委任）</p> <p>第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十三項</u>に規定する金融先物取引業者 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p>十六～二十一 （略）</p> <p>2～7 （略）</p>

○ 日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）

改正案	現行
<p>（先物外国為替の取引から除かれる取引） 第二十五条 法第四十一条第八号の政令で定める取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第二項</u>に規定する取引所金融先物取引（<u>同項第一号</u>に掲げる取引に係るものに限る。）及び<u>同条第三項</u>に規定する海外金融先物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。</p>	<p>（先物外国為替の取引から除かれる取引） 第二十五条 法第四十一条第八号の政令で定める取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一項</u>に規定する取引所金融先物取引（<u>同条第四項第一号</u>に掲げる取引に係るものに限る。）及び<u>同条第十一項</u>に規定する海外金融先物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。</p>

○ 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）

改正案	現行
<p>（先物外国為替の取引から除かれる取引）</p> <p>第六条 法第二十一条第一項第七号の政令で定める取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第二項</u>に規定する取引所金融先物取引（<u>同項第一号</u>に掲げる取引に係るものに限る。）及び<u>同条第三項</u>に規定する海外金融先物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。</p>	<p>（先物外国為替の取引から除かれる取引）</p> <p>第六条 法第二十一条第一項第七号の政令で定める取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一項</u>に規定する取引所金融先物取引（<u>同条第四項第一号</u>に掲げる取引に係るものに限る。）及び<u>同条第十一項</u>に規定する海外金融先物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。</p>

改正案	現行
<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三十五（略）</p> <p>三十六 金融先物債務引受業を行う者の監督に關すること。</p> <p>三十七 四十七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 証券取引法第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、百三三條の三、第六六條の六、第六六條の十六、第六六條の二十、第六六條の二十七、第六五十一條、第六五十五條の九、第六五十六條の十五及び第六五十六條の三十四、外国証券業者に關する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十一條、投資信託及び投資法人に關する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三十九條第一項及び第二項、</p>	<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三十五（略）</p> <p>三十六 金融先物債務引受業を営む者の監督に關すること。</p> <p>三十七 四十七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 証券取引法第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、百三三條の三、第六六條の六、第六六條の十六、第六六條の二十、第六六條の二十七、第六五十一條、第六五十五條の九、第六五十六條の十五及び第六五十六條の三十四、外国証券業者に關する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十一條、投資信託及び投資法人に關する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三十九條第一項及び第二項、</p>

第五十五条第一項並びに第二百十三条第一項から第四項まで、有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第三十六条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項、金融先物取引法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第八十五条第一項及び第二項並びに第一百十三条第一項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第一項及び第九十条の十七第一項の規定に基づく検査に關すること。

三 (略)

(監督局の所掌事務)

第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に關すること。

イ ソ (略)

ツ 金融先物取引業を行う者及び金融先物取引業協会

ネ ク (略)

二 十三 (略)

2 (略)

(市場課の所掌事務)

第五十五条第一項並びに第二百十三条第一項から第四項まで、有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第三十六条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項、金融先物取引法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第七十七条第一項、第九十条第一項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第一項及び第九十条の十七第一項の規定に基づく検査に關すること。

三 (略)

(監督局の所掌事務)

第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に關すること。

イ ソ (略)

ツ 金融先物取引業を営む者及び金融先物取引業協会

ネ ク (略)

二 十三 (略)

2 (略)

(市場課の所掌事務)

第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十一 (略)

十二 金融先物債務引受業を行う者の監督に關すること。

十三〇二十三 (略)

2 (略)

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる者の監督に關すること。ただし、イにあつては次条  
第二項第一号イに掲げる者を、ハにあつては同号ハに掲げる者を  
除くものとする。

イ〇ハ (略)

(削る)

二 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからハに掲げる者の監督に關  
する事務については検査局の所掌に属するものを除くものとする。

(証券課の所掌事務)

第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる者の監督に關すること。

イ〇ハ (略)

第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十一 (略)

十二 金融先物債務引受業を営む者の監督に關すること。

十三〇二十三 (略)

2 (略)

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる者の監督に關すること。ただし、イにあつては次条  
第一項第一号イに掲げる者を、ハにあつては同号ハに掲げる者を  
除くものとする。

イ〇ハ (略)

二 金融先物取引業を営む者及び金融先物取引業協会

二 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからハに掲げる者の監督に關  
する事務については検査局の所掌に属するものを、同号二に掲げる  
者の監督に關する事務については検査局及び証券取引等監視委員会  
の所掌に属するものを除くものとする。

(証券課の所掌事務)

第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる者の監督に關すること。

イ〇ハ (略)

ト 金融先物取引業者及び金融先物取引業協会

二〇四 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イ及びトに掲げる者の監督に関する事務及び第四号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ロからニまで及びヘに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号ホに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(総務検査課の所掌事務)

第二十七条 総務検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 証券取引法、外国証券業者に関する法律、金融先物取引法及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に基づく報告又は資料の徴取及び検査（証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法第四十五条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十三条第四項の規定により委任されたものに限る。）を行うこと。

二〇五 (略)

(新設)

二〇四 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イに掲げる者の監督に関する事務及び第四号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ロからニまで及びヘに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号ホに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(総務検査課の所掌事務)

第二十七条 総務検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 証券取引法、外国証券業者に関する法律、金融先物取引法及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に基づく報告又は資料の徴取及び検査（証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法第九十二条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十三条第四項の規定により委任されたものに限る。）を行うこと。

二〇五 (略)